

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成26年3月2日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成26年3月2日（日）午前9時00分から午前10時まで
- 2 開催場所 東海村役場庁議室
- 3 会議に付議した事件
 - 議案第3号 公職選挙法第28条の抹消者について
 - 議案第4号 平成26年3月における選挙人名簿への登録について
 - 議案第5号 在外選挙人名簿の登録について
 - 議案第6号 在外選挙人名簿の登録の抹消について
 - 議案第7号 平成26年3月における選挙人名簿の調製について
 - 議案第8号 直接請求の法定数の告示について
 - 議案第9号 平成26年3月における選挙人名簿に係る縦覧について
 - 議案第10号 平成26年3月における在外選挙人名簿に係る縦覧について
- 4 出席委員は次のとおりである。（4名）

委員長	本多 喜久男	委員長職務代理者	大友 捷夫
委 員	伊藤 究	委 員	菊池 等
- 5 欠席委員は次のとおりである。（0名）
- 6 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

東海村選挙管理委員会事務局

書記長	佐藤 文昭	書記長補佐	小川 直也
書 記	相蘇 学		
- 7 会議の書記は次のとおりである。

同上
- 8 本会議における議題及び議事の大要は次のとおりである。

開会 午前9時00分

○本多委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○本多委員長 本日の議案は、平成26年3月の定時登録に係るもの8件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第3号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第3号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○本多委員長 (別冊を回覧後) ただ今、「議案第3号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありました、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第3号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第4号 平成26年3月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第4号は、公職選挙法第22条第1項の規定により平成26年3月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊

のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成26年3月1日、登録日は平成26年3月2日、登録資格要件としては、（1）住所移転者が、平成25年12月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。（2）成人者が、平成6年3月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○本多委員長 （別冊を回覧後） ただ今、「議案第4号 平成26年3月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありました、質疑がありましたらお願ひします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第4号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第5号 在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第5号は、公職選挙法第30条の6第1項の規定により次に掲げる者2名（記載略）を在外選挙人名簿に登録するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第5号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明がありました、質疑がありましたらお願ひします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第5号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第6号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第6号は、公職選挙法第30条の11の規定により次に掲げる者2名（記載略）を在外選挙人名簿から抹消するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第6号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
(質疑なし)

○本多委員長 議案第6号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第7号 平成26年3月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第7号は、公職選挙法第19条第2項の規定により平成26年3月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。

○本多委員長 (別冊を回覧後) ただ今、「議案第7号 平成26年3月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
(質疑なし)

○本多委員長 議案第7号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第8号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第8号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙（記載略）のとおり行うものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第8号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたら、質疑がありましたらお願いします。
(質疑なし)

○本多委員長 議案第8号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第9号 平成26年3月における選挙人名簿に係る縦覧について」と「議案第10号 平成26年3月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」は、一括して質疑及び審議を行います。事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第9号は、公職選挙法第23条第1項の規定により平成26年3月2日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成26年3月3日（月）から平成26年3月7日（金）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

議案第10号は、公職選挙法第30条の7第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成26年3月3日（月）

から平成26年3月7日（金）までの期間、午前8時30分から午後5時まで
縦覧に供するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第9号 平成26年3月における選挙人名簿に
係る縦覧について」と「議案第10号 平成26年3月における在外選挙人名
簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたら
お願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第9号及び議案第10号は、原案のとおり可決してよろし
いですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第9号及び議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 その他としまして、何かありますか。

○小川書記長補佐 4月に開催予定の東海村白バラ会の総会へ御出席をお願
いいたします。期日、場所等につきましては決定次第、御連絡いたします。

○大友委員長職務代理者 衆議院議員選挙の小選挙区が改訂され、次の選挙
からは、東海村は4区から5区に変更されるが、投票率の低下が心配される。
何らかの方策を考えいかなければならないと思っている。

○本多委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。
これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前9時30分